

(案)

川崎市社会的養育推進計画 令和3年度点検・評価

川崎市社会的養育推進計画 量の確保見込み

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
代替養育(施設等)の確保方策		量の見込み	—	360人	361人	366人
内部評価	市外施設における協定定員枠の減少はあったものの、市内施設の定員の確保及び地域分散化を推進し、麻生区に地域小規模児童養護施設1か所及び自立援助ホームをそれぞれ開設(定員6)しました。	実績	374人	360人	360人	370件

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
里親登録数		量の見込み	—	168家庭	180家庭	192家庭
内部評価	フォスタリング機関を中心に、新たに32組の里親登録となりました。一方で、高齢等の理由から、辞退される方も多数おり、今後さらなるリクルート活動の強化等を行う必要があります。	実績	156家庭	164家庭	173家庭	197家庭

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
里親等への委託児童数の見込み		量の見込み	—	88人	97人	107人
内部評価	家庭養育を優先していく方向性のもと、要保護児童については里親家庭において生活ができるよう検討を行い、委託につなげました。	実績	84人	83人	97人	90人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
里親等委託率の見込み(全体)		量の見込み	—	24%	26%	29%
内部評価	里親家庭への委託につなげられるよう優先して検討を行い、市全体としての里親委託率の向上に努めました。	実績	23%	25%	29%	28%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
里親等委託率の見込み(3歳未満児)		量の見込み	—	44%	52%	61%
内部評価	家庭養育を優先していく方向性のもと、要保護児童については里親家庭において生活ができるよう検討を行い、委託につなげました。	実績	29%	24%	39%	37%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
里親等委託率の見込み(3歳以上就学前児童)		量の見込み	—	31%	39%	43%
内部評価	就学前ということで、家庭に復帰できる可能性を模索しながら、乳児院だけではなく、児童相談所一時保護所などからも児童の委託を進めました。	実績	19%	41%	37%	40%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
里親等委託率の見込み(就学児童)		量の見込み	—	19%	19%	20%
内部評価	児童のニーズや将来の進路等も見据えながら、里親家庭における落ち着いた、温かな環境の中で児童の成長につなげていくため、就学期児童についても委託を促進しました。	実績	23%	22%	26%	24%

基本的な考え方 | 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

1 施策の概要

基本的な考え方	I 専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実				
概要	<p>児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育ての不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援に繋がっていない子育て家庭があることも考えられます。児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。</p>				
計画期間中の主な取組	<p>1 児童相談所における専門的支援の推進 ≪児童相談所体制強化に向けた取組の推進≫ ・国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司、児童心理司等を着実に配置し、児童相談所による相談支援体制の強化を図ります。 ・児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術を身に付けるため、新規採用職員等に対する児童相談所業務研修等を確実に実施します。 ・専門職機能の強化及び実効的な他職種協働の実践に向け、市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。 ・要保護児童をできる限り養子縁組や里親家庭での養育につなげることができるよう、児童相談所職員に対し、養子縁組や「養育里親」に関する研修会を実施します。 ・「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づき、社会福祉職・心理職・保健師等の人材育成を着実に推進します。</p> <p>≪一時保護所体制強化に向けた取組の推進≫ ・生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、児童の最善の利益を考慮した一時保護所の機能のあり方や運営体制等、一時保護所の体制強化に向けた検討を行います。 ・第三者による評価を受診し、受診結果を一時保護所の運営改善等に活用していきます。 ・一時保護中に制限される権利等について児童の年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り一時保護所での保護期間を短縮することができるよう関係機関と適切に連携しながら円滑な対応に努めていきます。</p> <p>2 地域における相談支援の推進 ≪区における児童家庭相談支援機能の充実≫ ・地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行います。 ・「子ども家庭総合支援拠点」を令和4(2022)年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実を図ります。 ≪母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の推進≫ ・配偶者のない女子又は母子家庭の母親や、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童をともに入所させ保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。また、退所後も相談、その他の援助を行うことにより、母子の自立支援と福祉向上を図ります。</p> <p>≪児童家庭支援センターによる支援の推進≫ ・市内6か所に設置されている児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携強化を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする児童や、その家庭からの相談に対する支援を実施します。 ・保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、短期間の宿泊を伴ってお子さんを預かる(ショートステイ事業)ことにより子育て支援を行います。 ・児童相談所が児童福祉法に基づき指導を行う案件について、児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、保護者支援の充実を図ります。</p>				
施策等	1	児童相談所における人材確保・育成に向けた取組の推進	7		13
	2	一時保護証体制強化に向けた取組	8		14
	3	区における児童家庭相談支援機能の充実	9		15
	4	母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の推進	10		16
	5	児童家庭支援センターによる支援	11		17
	6		12		18

2 評価

内部評価の結果

	施策等	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	児童相談所における人材確保・育成に向けた取組の推進	必要な職員の増強や人材育成を通じ、児童相談所における相談支援体制の強化を図ります。	①児童相談所による相談支援体制の強化 ②人材育成の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①児童福祉司14名、児童心理司2名を増員し、児童相談所における相談支援体制の充実に努めました。 ②子どもや家庭への支援の充実に努めるため、児童福祉法改正により定められた義務研修をはじめ、各種研修等の実施による職員の資質向上の取組を進め、適切な相談・援助活動の実施しました	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	一時保護所体制強化に抜けた取組の推進	一時保護所における生活環境の改善や短期化、権利擁護など、一時保護所運営体制の強化を目指します。	①一時保護所の体制強化に向けた検討 ②第三者による評価の受審 ③一時保護を受ける児童の権利擁護	ほぼ目標どおり達成しました。 ①増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応を図るための施設整備として、中部児童相談所の改築に向けて、基本設計及び仮設相談所の整備、北部児童相談所の増築と子ども家庭センターの改修に向けた設計を実施しました。 ②子ども家庭センター一時保護所にて、第三者評価を実施しました。 ③児童の権利擁護等について、児童の年齢に応じて丁寧に説明を行うとともに、関係機関と連携しながら支援内容の検討、支援方針の決定を進めました。また、児童相談所新任職員等研修にて子どもの権利をテーマに研修を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 事業規模拡大
3	区における家庭児童相談支援体制の充実	各区における専門的な相談支援体制の充実に努めるため、子ども家庭総合支援拠点の設置を図ります。	①子ども家庭総合支援拠点の設置	ほぼ目標通り達成しました。 ①令和4年4月の子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて関係部署と検討を行い、各区役所みまもり支援センターに設置しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
4	母子生活支援施設を活用したひとり家庭への支援の推進	市内外に設置している母子生活支援施設への入所を通じて、それぞれの家庭や児童が有する課題を整理し、専門職をはじめとした施設職員による支援を通じ、安心して地域生活へのスムーズな移行ができるよう、その福祉の充実に努めます。	①母子生活支援施設の運営	ほぼ目標通り達成しました。 ①市内の母子生活支援施設において、母子家庭の経済的な課題やDV等の緊急的なニーズに応えるため、緊急一時保護事業を実施(6世帯)しました。また、生活の再建や社会的自立のため、年間を通じ19世帯50人の入居者に対し、個々の家庭の有する課題等を意識しながら支援を実施しました。コロナ禍の影響の中、感染予防等に配慮をしながら、年度の後半には学習スペースでの学習支援や、施設内外での行事の実施、季節食の配布など、入居する児童・家庭への支援にも取り組みました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

5	児童家庭支援センターによる支援の推進	児童養護施設及び乳児院に併設する児童家庭支援センターにおいて、それぞれの地域における相談支援ニーズに応えるとともに、必要に応じてショートステイ事業を活用するなど、各家庭に対する相談支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童家庭支援センターによる子育て相談の実施 ② 子育て短期支援事業の推進 ③ 児童家庭支援センターへの指導委託の実施 	<p>ほぼ目標通り達成しました。</p> <p>① 地域における身近な民間相談機関である児童家庭支援センターにおいて、児童相談所や区役所地域みまもり支援センターなどの行政の相談機関と連携し、3,679件の相談・支援を行いました。</p> <p>② 子育て短期支援事業について、2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設において、事業を実施し、1,456件の利用がありました。</p> <p>③ 児童相談所が児童福祉法に基づき指導を行う案件について、児童家庭センターが支援を行うことが効果的であるもの等について、指導委託を行い、保護者支援の充実を図りました。</p>	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
総合的な評価		<p>1 児童相談所における専門的支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司・児童心理司を増員し、児童相談所における相談支援体制の充実を図るとともに、職員の資質向上の取組を進めました。 ・増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応を図るための施設整備として、中部児童相談所の改築に向けて、基本設計及び仮設相談所の整備、北部児童相談所の増築とこども家庭センターの改修に向けた設計を実施しました。 ・児童の権利擁護等について、児童の年齢に応じて丁寧に説明を行うとともに、関係機関と連携しながら支援内容の検討、支援方針の決定を進めました。また、児童相談所新任職員等研修にて子どもの権利をテーマに研修を実施しました。 <p>2 地域における相談支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月の子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて関係部署と検討を行い、各区役所みまもり支援センターに設置しました。 ・市内の母子生活支援施設において、母子家庭の経済的問題やDV等の個別に抱える課題に対応するため、緊急一時保護や社会的自立に向けた支援を実施しました。 ・児童家庭支援センターにおいて、児童相談所や区役所地域みまもり支援センターなどと連携し、地域における相談・支援を実施しました。 					

子ども・子育て会議からの意見・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も児童相談所の児童福祉司や児童心理司については増員が見込まれることから、相談支援体制の更なる充実のため、各種研修などを通じて職員の人材育成に注力されることを望みます。 ・ひっ迫する児童相談所一時保護所の環境改善を図り、処遇の向上につなげるとともに、入所児童の権利擁護のための丁寧な説明や支援が行われていくことを望みます。 ・新型コロナウイルス感染症による経済的な影響は今後、より顕著に表れてくることも想定されることから、経済的な課題を有する母子家庭に対し、緊急的な保護や生活の場の提供などを行い、生活を安定させるための支援を行う等、今後も必要な対応が行われることを望みます。 ・地域における身近な相談機関として活動を行う児童家庭支援センターにおいては、多くの相談を受け、児童虐待の予防及び対応双方の観点から家庭の親子に必要な関わりを持ち、効果を上げている点を評価します。 <p>引き続き支援が必要な家庭や児童に対し、専門的な立場から積極的に支援を行うことのできる体制づくりが強化されることを望みます。</p>
-------------------	--

4 改善	
子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における児童福祉司や児童心理司の増員を行うことと、その専門性を高めるため、職員の人材育成を並行して行うことで、児童及び家庭への相談支援体制のさらなる充実を図ります。 ・一時保護所における処遇環境の向上を図るとともに、そこで生活をする児童の権利擁護の充実に向けた具体的な方法の検討を行います。 ・経済的に困窮している等、様々な課題を有する母子家庭が安定した生活を行い、子どもの健全な発達・成長と母の社会的、経済的自立を支援するため、母子生活支援施設における入所者への取組の充実を図ります。 ・児童家庭支援センターについては、地域の身近な相談機関として一定のニーズがあり、御家庭の状況等必要に応じてショートステイなどの具体的かつ効果的な支援策の提供も可能であるため、今後も児童虐待の予防及び対応双方の視点からさらなる支援の充実を努めます。

基本的な考え方Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実

1 施策の概要

<p>基本的な考え方</p>	<h3>Ⅱ 代替養育を必要とする児童への支援の充実</h3>
<p>概要</p>	<p>代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。 里親家庭・施設それぞれにおいて全ての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。</p>
<p>計画期間中の主な取組</p>	<p>1 当事者である児童の権利擁護 <<代替養育を受ける児童の権利擁護の推進>> ・それぞれの児童が最適な環境で養育が受けられるよう、児童の状況や意向を丁寧に確認した上で代替養育環境を選択します。 ・代替養育を受ける児童の権利擁護に向け、支援を担う里親や施設職員へ権利擁護に関する情報提供や研修等を行います。 ・代替養育を受ける全ての児童に守られるべき権利の内容や困ったことがあった場合などに相談ができる連絡先等を記載した「子どもの権利ノート」を配布し、権利擁護のために活用を図ります。</p> <p>2 特別養子縁組等の推進 ・特別養子縁組の制度内容や「養子縁組里親」に関する様々な広報媒体の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。 ・「養子縁組里親」の登録数の増加と適切な児童の委託推進に向け、制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等に関する説明内容の充実を図ります。 <<「養子縁組里親」への児童の委託推進>> ・特別養子縁組の制度内容やその意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。 ・一時保護や措置入所により乳幼児の養育支援を担う乳児院と緊密に連携を図りながら、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、保護者家庭への養育支援や「養子縁組里親」・「養育里親」への委託等、それぞれの児童・保護者にとって最適な支援に繋げていくための環境調整を図ります。 ・民法改正により、特別養子縁組の養子候補者の上限年齢の引上げ等が図られることを踏まえ、制度の周知や候補者の確認等、一層の委託推進に向けた取組を推進します。</p> <p><<「養子縁組里親」への支援体制の充実>> ・「養子縁組里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行うため、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の開始に向けた取組を推進し、「養子縁組里親」への支援体制の充実を図ります。 ・児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。 ・保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。</p> <p>3 養育里親への委託推進 <<「養育里親」登録者の確保に向けた取組の推進>> ・「養育里親」に関する多様な広報手段の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。 ・「養育里親」の登録数の増加と適切な児童の委託推進に向け、制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等に関する説明内容の充実を図ります。</p> <p><<小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の充実に向けた取組の推進>> ・ファミリーホームと関係機関の連絡会の開催等により情報共有や連携体制の強化を図り、チームとして児童の養育を行うことができる体制を確保していきます。 ・ファミリーホームの開設を検討する方への制度案内や相談支援等、新たな担い手の確保に向けた取組を推進します。</p> <p><<「養育里親」への児童の委託推進>> ・「養育里親」の制度内容や家庭環境で養育することの意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行います。 ・一時保護や措置入所により児童の養育支援を担う乳児院・児童養護施設と緊密に連携を図りながら、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、代替養育を必要とする児童が「養育里親」の家庭への委託が可能な場合には原則として「養育里親」への委託を選択することとして支援を推進します。</p> <p><<「養育里親」への支援体制の充実>> ・「養育里親」に関する普及啓発から登録に向けた面談・研修、児童とのマッチングや交流、児童委託後の支援まで継続的な支援を行う里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）の充実を図ります。 ・「養育里親」への委託前に児童が施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協働して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようきめ細やかな支援を行います。 ・児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親という同じ立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援がより円滑に行える環境を整えます。 ・保育を必要とする里親委託児童の保育所等利用調整上の優先的な取扱いにより、里親の養育上の負担軽減を図るとともに、保育所による相談支援等、様々な状況にある児童を安心して養育できる環境を整えます。</p>

4 施設における専門的支援の充実

＜施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進＞

- ・家庭での生活が難しいなど様々な状況にある児童に対し複数の専門職によるきめ細やかな支援を行うとともに、施設におけるショートステイや一時保護委託への対応、保護者支援等、地域支援機能の充実に向けた検討を進めます。
- ・施設における里親支援機能の充実に向け、里親と施設職員の交流機会の創出や各施設の里親支援専門相談員との連携強化や活動支援等、施設の専門性を里親支援に活用するための取組を推進します。
- ・地域の中で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設の設置を推進し、家庭的な環境での児童の支援ニーズへの対応を図ります。

＜施設職員の確保・育成支援の取組の推進＞

- ・職員の確保や定着を支援するため、国の動向を注視しながら、保育士等の処遇改善に向けた取組を検討します。
- ・各施設において職員が継続的に働き、その専門性の向上を図ることができるよう、施設・職員間の連携強化や専門家によるスーパーバイズに係る支援など職員の専門性の向上を支援する取組を推進します。

5 児童の自立支援の推進

＜子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援等の推進＞

- 平成30年度から開始した学習支援事業の活用により、小学生から高校生まで、塾・家庭教師・地域人材等、児童の理解度等に応じた効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。
- ・平成30年度から開始した市独自の給付型奨学金（川崎市社会的養護奨学金給付金）の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。
- ・国の高等教育への進学支援や各種奨学金等について関係機関と連携しながら児童への情報提供を行います。

＜社会的養護自立支援事業を活用した自立支援の推進＞

- ・代替養育を受ける高校生等に対し、平成30年度から開始した社会的養護自立支援事業により、就労・進学等に関する講座の開催や企業開拓、就労支援等、一人ひとりの状況に応じた自立支援を実施します。
- ・措置解除後も安心して生活を送ることができるよう、平成30年度から開始した社会的養護自立支援事業により状況の確認や生活相談、就労相談等を実施します。
- ・平成30年度から開始した社会的養護自立支援事業により措置解除後も里親家庭や施設で生活する場合に必要な居住費及び生活費の支援を実施します。

施策を構成する事務事業

1	代替養育を必要とする児童の権利擁護の推進	7	養育里親への支援体制の充実	13	
2	養子縁組里親の登録者の確保	8	施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進	14	
3	養子縁組里親への児童の委託推進	9	施設の専門性の確保と人材育成支援	15	
4	養子縁組里親への支援体制の充実	10	学習支援・進学に向けた支援	16	
5	養育里親の登録者の確保	11	児童の措置解除に向けた支援	17	
6	養育里親への児童の委託推進	12		18	

2 評価

内部評価の結果

	施策等	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	代替養育を受け る児童の権利擁 護の推進	施設入所時等における丁寧な説明を行うなど、子どもの意向に寄り添った支援を行い、職員等への研修などを通じ、権利擁護を推進します。	①児童の状況に応じた代替養育環境の選択 ②代替養育環境での権利擁護の推進 ③子どもの権利ノートを活用した権利擁護の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①直近で家庭での生活が難しい児童については、児童相談所職員の他、関係者が連携を図り、その児童に最も適した生活の場を提供するべく、丁寧な関わりを継続して行い、105名の児童に関して施設・里親への委託を実施しました。 ②③施設や里親家庭への訪問時に、子どもの権利ノートを配布し、その内容を説明するとともに、職員等にも同様の内容を伝え、権利擁護に関する意識の醸成を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
2	養子縁組里親の登録者の確保に向けた取組の推進	里親制度に関して興味、関心を持ってもらうための説明会を開催し、普及啓発に取り組むなど、制度の認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。	① 特別養子縁組に関する普及啓発の推進 ② 養子縁組里親に関する説明会の充実	ほぼ目標どおり達成しました。 ①令和2年9月より、養子縁組里親に関するフォスタリング機関へ事業を委託し、特別養子縁組制度に関する内容の説明や理解を求める形での普及啓発を実施しました。 ②オンライン形式等新型コロナウイルス感染症下における対策を取りながら、集団形式1回、個別対応45回の説明会を開催し、51組102名の参加がありました(昨年度23組46名)。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
3	養子縁組里親への児童の委託推進	保護者(実親)への説明を通じ、養子縁組に関する承諾を得るなど丁寧に対応するとともに、乳児院との連携を図り、適切なアセスメントやマッチング等の過程を経て、円滑な養子縁組里親への委託を推進します。	①保護者への丁寧な説明の実施 ②乳児院と連携した乳幼児の適切な委託推進 ③法改正を踏まえた委託推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①③真に特別養子縁組制度の適用が必要な児童については、児童相談所担当職員が制度の内容につき、実親への丁寧な説明を実施し、承諾を得ることができるよう努めました。また、法改正に伴い、児童相談所長による申し立てを行うことが選択肢に加わったことを受け、養子縁組里親に対しても説明を行い、より負担の少ない方法による養子縁組成立を目指しました。 ②家庭で育てることが困難な乳幼児については、乳児院からの措置変更を図る際、できる限り里親委託を推進し、その中でも特別養子縁組の成立を目指す場合については、フォスタリング機関及び児童相談所が委託候補先の里親家庭の雰囲気や就労の状況、人柄などを総合的に判断し、対象児童の数年先の将来のことを想定しながら最適なマッチングを心がけました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
4	養子縁組里親への支援体制の充実	養子縁組里親に関する制度の広報・周知や登録に向けた研修の実施、児童委託前後の支援などを包括的に実施するフォスタリング機関の設置により、養子縁組里親への支援体制の充実に繋がります。	①養子縁組里親への支援体制の充実	ほぼ目標通り達成しました。 ①養子縁組里親に関する養成研修を年6クール実施でき体制を整え、里親の養成を図るとともに、委託前における児童との交流や心構え、不安感等の払拭のための面談等を丁寧に行い、スムーズな児童の委託につなげました。また、委託後の支援もその里親家庭や委託児童に合わせた内容や回数を設定し実施するなど個別具体的な支援を心がけました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

5	養育里親の登録者の確保	里親制度に関して興味、関心を持ってもらうための説明会を開催し、普及啓発に取り組むなど、制度の認知度の向上に向けた取組の充実を図ります。 また、ファミリーホームに関しても現行のホームへの支援を行うとともに、新たな担い手を確保し、新規ホームを開設できるよう準備を行います。	①養育里親に関する普及啓発の推進 ②養育里親に関する説明会の充実 ③ファミリーホームと関係機関との連携推進 ④ファミリーホームの開設に向けた支援の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①委託事業者により、公共交通機関内での映像広告の配信やソーシャルメディアの活用による自社HPへの誘導など、広く制度周知を図る取り組みをおこなったほか、制度にも一定の親和性がある市内福祉関係の団体に対する説明を行うなど、なり手の確保としての焦点を絞った活動もあわせて行いました。 ②オンライン形式等新型コロナウイルス感染症下における対策を取りながら、集合型での説明会を13回、その他個別説明会を随時開催し、100家庭151名の参加がありました。 ③④ファミリーホーム連絡会を開催し、現状の確認等を行ない、新規児童の委託に向けた連携を図りました。また、新しいホーム開設のため、説明会を開催しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
6	養育里親への児童の委託推進	保護者(実親)への説明を通じ、里親委託に関する承諾を得るなど丁寧に対応するとともに、乳児院や児童養護施設との連携を図り、適切なアセスメントやマッチング等の過程を経て、円滑な養育里親への委託を推進します。	①保護者への丁寧な説明の実施 ②乳児院・児童養護施設と連携した乳幼児の適切な委託推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①施設養護と里親への委託の違いを説明し、子どもの養育のために必要であるということを保護者へ丁寧に説明しました。 ②家庭引き取りの難しい児童については、児童の特性や希望を踏まえた上で、できる限り養育里親委託が第1の選択肢となるよう児童相談所及び施設職員が認識を共有しながら検討を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
7	養育里親への支援体制の充実	養育里親に関する制度の広報・周知や登録に向けた研修の実施、児童委託前後の支援などを包括的に実施するフォスタリング機関の設置により、養育里親への支援体制の充実に繋がります。 また、施設との連携や里親当事者による支援の視点を導入するなど安心して児童を養育できる環境を整えます。	①養育里親への支援体制の充実 ②関係機関との連携による支援体制の充実	ほぼ目標通り達成しました。 ①養育里親に関する養成研修を年6クール実施し、里親の養成を図るとともに、委託前における児童との交流や心構え、不安感等の払拭のための面談等を丁寧に行い、スムーズな児童の委託につなげました。また、委託後の支援も家庭訪問や面会など、その里親家庭や委託児童に合わせた内容や回数を設定し、また、児童相談所、フォスタリング機関、施設職員など、複数機関がそれぞれ関わるなど、個別具体的な支援を心がけました。その他、令和3年8月より、里親ピアサポート事業を開始し、里親当事者による支援体制を構築しました。 ②委託里親家庭に対しては、フォスタリング機関が中心となり、児童相談所、各施設、里親会、その他関係機関が連携を図ったほか、里親当事者による支援の方法について検討を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
8	施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進	一時保護委託やショートステイなど、児童や家庭のニーズに即したきめ細やかな支援を行うとともに、施設における里親支援機能の充実を図るなど、多様な役割を円滑に果たせるよう、環境の整備を図ります。 また、地域小規模児童養護施設を新たに整備していくなど、施設機能の地域分散化にも取り組みます。	①高機能化・多機能化の推進 ②地域分散化の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①里親支援やショートステイ機能の充実、ひっ迫する児童相談所一時保護所の現状などを踏まえ、今後の施設における機能の強化と多様性を視野に入れながら各施設と意見交換を行うなど、検討を行いました。 ②入所児童の処遇環境や社会性の向上を図りながら、要保護児童の受け皿を確保を両立していくため、令和3年度中に地域小規模児童養護施設1か所を開設したほか、自立援助ホームを1か所設置しました。また、次年度以降に向けた新規開設のため、物件や施設の人材確保等にむけた調整を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

9	施設の専門性の確保と人材育成支援	職員の確保や定着、育成を行うため、処遇改善や専門家によるスーパーバイズによる支援など、専門性の向上を支援する取り組みを推進します。	①施設職員の処遇改善に向けた取組の推進 ②施設職員の定着・育成に向けた取組の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①年度途中より、新型コロナウイルスへの対策と、最前線で働くエッセンシャルワーカーに対する賃金の引き上げを目的とした社会的養護処遇改善事業が導入され、所管する施設職員に対して支弁を行いました。 ②市独自の制度として宿舍借り上げ支援事業の創設を行い、職員の確保と定着を支援しました。その他実習を受けた学生に、より深く施設を知ってもらい、将来の養育者となってもらうためのアルバイト雇用を促進したほか、人材育成のための研修会の開催を促し、その際の費用について支弁を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
10	学習支援・進学に向けた支援	学習支援事業の活用により、小学生から高校生まで、学習塾や家庭教師等の活用により、それぞれの児童の個性や理解度等に応じた効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。また、大学等進学後における市独自の奨学金制度の活用により、経済面での負担軽減を図ります。	①児童の個性に応じた学習支援の推進 ②活用可能な給付金等の情報提供	ほぼ目標通り達成しました。 ①児童の希望や進路・目標などに応じて学習塾の利用や参考図書購入など家庭学習の強化、地域人材の活用による学習時間の確保などを実施し、28人の児童の支援につながりました。 ②施設退所を控えた児童に対しては、本市の奨学金制度について会議や案内の郵送等による周知を図り、積極的な活用につなげ、結果として28名から申請を受けました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
11	児童への措置解除に向けた支援	社会的養護自立支援事業の活用により、措置解除前後の一貫した相談支援体制を実施します。	①就労・進学支援の推進 ②措置解除後の支援の推進 ③居住支援・生活支援の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①②委託事業者により主に高校生以上の児童を対象にし、自活に必要な知識習得や金銭教育等を行うことにより、一人暮らし等将来の社会生活のイメージを持ってもらうこと合わせ、進学又は就労に向けた支援を実施しました。また、施設退所後も最長5年間のアフターフォローを行い、17名の方を就労につなげるなど、67人の方を支援しました。 ③施設や里親家庭で育ち、その後進学や就労につながった児童等のうち、10人が施設や里親宅に継続して居住しながら自立することを希望されたため、退所者居住支援制度の活用によるサポートを行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
総合的な評価		<p>1 当事者である児童の権利擁護 ・施設や里親へ委託する児童に対し、子どもの権利ノートを活用し、子どもが意見を表明しやすい環境づくりの取組を進めました。</p> <p>2 特別養子縁組等の推進 ・令和2年度9月以降、養子縁組里親に関するフォスタリング機関へ事業を委託し、特別養子縁組制度の普及啓発及び説明会を実施するなど、養子縁組里親登録者を確保しました。 ・特別養子縁組が必要な児童については、実親の理解と承諾が得られるよう、丁寧な説明を実施するとともに、乳児院やフォスタリング機関及び児童相談所等が連携し、里親候補先を決定するなど、特別養子縁組の推進に取り組みました。 ・養子縁組里親への研修を実施し、里親の養成を図るとともに、委託前後における里親家庭や委託児童への丁寧な支援を行いました。</p> <p>3 養育里親への委託推進 ・養育里親フォスタリング機関による養育里親に関する研修を実施し、里親の養成を図るとともに、委託前後における里親家庭や委託児童への丁寧な支援を行いました。 ・里親ピアサポート事業を開始し、里親当事者による支援体制を構築しました。 ・委託里親家庭に対しては、児童相談所、各児童養護施設、里親会、フォスタリング機関、その他関係機関が連携を図りました。</p> <p>4 施設における専門的支援の充実 ・里親への支援やショートステイ機能の充実、児童相談所一時保護所における一時保護の長期化などを踏まえ、今後の施設における機能の強化等に向けて各施設と意見交換を実施しました。 ・入所児童の処遇環境や社会性の向上を図りながら、要保護児童の受け皿を確保を両立していくため、令和3年度中に地域小規模児童養護施設1か所を開設したほか、自立援助ホームを1か所設置しました。また、次年度以降に向けた新規開設のため、物件や施設の人材確保等にむけた調整を行いました。 ・市独自の加算により、施設職員の処遇改善を行い、職員の確保と定着を支援しました。</p> <p>5 児童の自立支援の推進 ・児童への学習環境を整えるとともに、進学をする児童へは奨学金制度を周知し活用するよう支援しました。 ・委託事業者、養護施設とが連携し高校生以上の児童に対し、進学又は就労の支援を実施、施設退所後のアフターフォローを実施しました。</p>					

子ども・子育て 会議からの意 見・評価

- ・子どもの権利ノートについては、すべての施設及び里親委託児童に対して内容を伝え、その活用が図られるよう児童相談所担当者による丁寧な説明を常に心がけるよう望みます。
 - ・里親制度については引き続き、普及・啓発活動により里親の登録者を増やすとともに、フォスタリング機関が中心となり、その他関係機関を含め一体となって里親を支援する取組を実施していくことを望みます。
 - ・施設の高機能化や多機能化については、今後の施設に求められるニーズの把握を適宜行い、どのような形態に転換していくことが妥当なのか、関係機関との協議を丁寧に行いながら進めていくことを望みます。
 - ・困難な課題を有する入所児童に対する手厚いケアを行っていくためには、何よりも人材を確保し、育成することが不可欠と思われまます。今後も施設職員の確保と質の向上のために必要な取組を進めていくことを望みます。
 - ・児童の自立は社会的養護施策の最後にして最大の目標でもあることから、委託事業者を活用しながら丁寧に支援を継続的に行い、子どもの意向に沿った形での個別支援が実現できるよう望みます。
- 引き続き、社会的養護が必要な児童についてはきめ細やかな支援を行い、一人ひとりの個性を尊重した形で自立を支援していくことを望みます。

4 改善

子ども・子育て会議から の意見・評価を踏まえた 今後の取組

- ・子どもの権利ノートについてはよりわかりやすく、子どもが記載する内容にも工夫を行うなど、更なる活用に向けた取り組みを次年度以降行います。
- ・家庭養護の推進を図り、社会的養護を必要とする子どもが里親家庭で生活できるよう、フォスタリング機関が中心となって、制度周知やリクルート活動、研修、委託前後の支援等の充実を図ります。
- ・今後も増えていくことが想定されるケアニーズの高い子どもに対する適切なケアを念頭に置き、施設における養育機能の充実に向け、施設と意見交換を定期的に行うなどの連携を図ります。また、養育機能の充実に向けては施設職員の確保と人材育成、定着へのサイクルを確立することが重要であると考えため、今年度確立した職員宿舍借り上げ支援事業の効果的な活用を行うなど、更なる施設機能の強化が図られることを望みます。
- ・子どもの社会的自立については委託事業者と連携し、事業の積極的な活用に向けた周知を行います。

基本的な考え方Ⅲ 本市の実情を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

1 施策の概要

基本的な考え方	Ⅲ 本市の実情を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進					
概要	代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。 そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。 また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。					
計画期間中の主な取組	1 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保 ≪代替養育(里親等)の確保方策≫ ・里親等への委託可能性のある児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう、これまでの里親登録数の状況も考慮した上で、必要な登録数の段階的な確保を目指し取組を推進します。 ≪代替養育(施設等)の確保方策≫ ・児童養護施設については、地域において家庭的環境で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設の設置を促進し、一部施設については児童養護施設本体の定員を縮小し、その枠をショートステイに活用するなど施設の多機能化・地域分散化を維新していきます。 2 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進 ≪児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進≫ ・児童や保護者等の意向を十分に尊重しながら、十分なアセスメントを行い、要保護児童をできる限り家庭的環境で養育するという児童福祉法の理念に基づき、最適な環境の養育につなげます。					
施策を構成する事務事業	1	代替養育を必要とする児童数の見込み	7		13	
	2	代替養育の確保方策	8		14	
	3	児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進	9		15	
	4		10		16	
	5		11		17	
	6		12		18	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	代替養育(施設等)の確保方策 説明 要保護児童を受け入れるための施設等における定員の確保数	目標	—	360	361	366	人
		実績	374	360	360	370	
2	里親登録数 説明 要保護児童を受け入れるための里親家庭の登録数	目標	—	168	180	192	人
		実績	156	164	173	197	
3	里親等への委託児童数の見込み 説明 要保護児童のうち、里親に委託する可能性のある児童数の推移	目標	—	88	97	107	人
		実績	84	83	97	90	
4	里親等委託率の見込み(全体) 説明 要保護児童で措置された者のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童等の割合	目標	—	24	26	29	%
		実績	23	25	29	28	
5	里親等委託率の見込み(3歳未満児) 説明 要保護児童で措置された者のうち、里親及びファミリーホームに委託された3歳未満児の割合	目標	—	44	52	61	%
		実績	29	24	39	37	
6	里親等委託率の見込み(3歳以上就学前児童) 説明 要保護児童で措置された者のうち、里親及びファミリーホームに委託された3歳以上就学前児童の割合	目標	—	31	39	43	%
		実績	19	41	37	40	

7	成果指標	里親等委託率の見込み(就学児童)			目標	—	19	19	20	%
		説明	要保護児童で措置された者のうち、里親及びファミリーホームに委託された就学児童の割合		実績	23	22	26	24	

3 評価

内部評価の結果

	施策等	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	代替養育の確保方策	里親と施設の両輪で代替養育体制の確保を行います。	①小規模施設の設置に向けた調整等 ②里親登録数の増加に向けた調整等	ほぼ目標通り達成しました。 ①令和3年度中に地域小規模児童養護施設を1か所及び自立援助ホームを1か所開設しました。 また、さらなる地域分散化の流れを進めていくため、小規模施設の開設準備を児童養護施設運営法人と行い、次年度中の開設に向けた調整を行いました。 ②フォスタリング機関を中心とした里親登録に向けた活動の結果、養育里親20組、養子縁組里親12組、合計32組を新たに里親登録に結び付けました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 事業規模拡大
2	児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進	各児童の意思を最大限尊重した上で、家庭環境や成育歴、医療的・心理的ケアの必要性や障害等の状況を総合的にアセスメントした上で、その児童に最も適した養育環境を提供します。	①児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進	ほぼ目標通り達成しました。 ①児童福祉法の理念に従い、児童の最善の利益の確保を考慮し、家庭養育を優先する観点から要保護児童の適切な処遇を検討した結果、新たに15名の子どもを里親に委託するなど、着実な里親委託の推進につなげました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 事業規模拡大
総合的な評価		<p>1 代替養育の量の見込みと代替養育制度の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォスタリング機関における里親登録拡大の取組により、養育里親、養子縁組里親が新たに登録されました。 ・地域小規模児童養護施設及び自立援助ホームを1か所開設しました。 <p>2 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の最善の利益の確保に向けて、家庭養育を優先する観点から里親委託を推進しました。 					

**子ども・子育て
会議からの意
見・評価**

・児童福祉法の理念に基づき、家庭養育をさらに推進していくため、フォスタリング機関が中心となり、どのようにすれば里親への委託がより一層進んでいくのか、検討を進めていく必要があります。その上で、児童相談所も含め、児童福祉法の理念に則った上で、里親委託に対する意識のより一層の醸成を望みます。

・施設養育においても、毎日の生活の場であることを考慮し、できる限り家庭に近い環境を目指していくため、既存の各施設と協議を重ねながら小規模施設の更なる設置に向けた検討を進めていただくことを望みます。

今後も社会的養育推進計画に定めた目標を意識しながら、里親及び施設双方の取組を進め、児童にとって最適な環境を選択できるよう、量の確保についても着実に進められることを望みます。



4 改善

**子ども・子育て会議から
の意見・評価を踏まえた
今後の取組**

・フォスタリング機関による一貫した里親支援体制の確立により、里親登録数の確保など、里親制度の充実につながるよう、行政、施設、里親会等関係団体も含め、一層の連携を図ります。

・施設の小規模化及び地域分散化については、各施設における職員の確保や人材育成とリンクしてくるものであるため、連携を十分に図った上で設置数の増加を図ります。

・里親及び施設を社会的養育の推進における両輪として、更なる量の確保と質の向上を目指し、社会的養育推進計画に定める取組を進めてまいります。